

「児童虐待とDV」

11月は「児童虐待防止推進月間」です。また、11月12日から25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。今週は、児童虐待防止と女性の人権について理解を深めていきましょう。

まずはじめは児童虐待防止についてです。

最近、テレビや新聞、ラジオで児童虐待のニュースを目にしたり、聞くことが多くなりました。児童相談所の相談対応件数は、全国的に年々増加しており、令和4年度の速報値は、21万件を超えています。子どもたちの心や体に深い傷を残し、時に生命さえも脅かす児童虐待は、法律上も禁止されている許されない行為です。

では、どんな行為が児童虐待にあたるのでしょうか。4つのタイプを紹介します。

まず、1つ目は子どもを殴る・蹴る・たたくなど体に暴行を加える「身体的虐待」、2つ目は性的行為を強要したり、性的な写真のモデルにするなどの「性的虐待」、3つ目は子どもに食事を与えない、自動車の中に放置するなど子どもの保護を怠ったり養育を放棄する「ネグレクト」、4つ目は、言葉の暴力やきょうだい間の差別などで子どもの心を傷つける「心理的虐待」です。

子育て中の保護者の皆さん、どんなに頑張ってみても、子育ては親の思いどおりにならないのです。一人で悩みを抱え続けていると、子どもへの虐待につながってしまうこともあります。子育てに不安を感じたり、つらいと感じたときは、誰かに相談してみましょ。

地域に住む皆さん、孤立しがちな現在の子育てを温かい目で見守ってください。挨拶や声かけなどちょっとした「目くばり」「気くばり」が子育て中の親子を勇気づけます。地域で子どもを見守り育てるという意識が大切です。

次に、女性の人権について考えてみましょう。

暴力は、性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。しかし、特に配偶者や恋人などの親密な関係にある人からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなどの女性に対する暴力は、重大な人権侵害です。

「私が我慢していたらいい。」「怒らせないように」などと思っていないですか。あなたが「嫌だ。」「怖い」と思う行為、例えば、殴る、蹴る、大声でどなられる、何を言っても無視される、性行為を強要されるなど、それらは、ドメスティックバイオレンス（DV）の一例です。

勇気があることかもしれませんが一人で悩まず、相談してください。あなたは一人ではありません。

相談を受けた人は、びっくりすることかもしれませんが、しっかり受け止めて相談先を紹介することが大切です。